

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（44万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年2月28日まで  
ねんきん特別便を見て、私のA社での標準報酬月額が平成3年10月1日から9万8,000円に引き下げられていることを初めて知った。私の記憶では、総支給額は45万円くらいになっていたと思う。また、社会保険料についても下がった記憶は全く無いので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間の申立人に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する44万円と記録されていたところ、平成5年8月11日付けで、3年10月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録において、A社の元事業主、その妻、及び息子についても、申立人と同様に平成5年8月11日付けで、3年10月1日にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられている。

しかしながら、元事業主は、「当時の関係書類は一切無いが、標準報酬を引き下げる手続をした覚えは無い。」としているが、「社会保険料の滞納があったと思う。倒産間際には3か月分くらいだったと思う。」と回答していることから、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが認められる。

また、元事業主は、「申立人の報酬は当時、年額で420万円から600万円くらいだったと思う。」と回答している。

さらに、A社の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できるものの、元事業主及び別の取締役は、「申立人は営業の責任者であり、経理及び社会保険事務に一切関与していない。」と述べていることから、申立人は、社会保険事務に関する権限を有しておらず、標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該遡及訂正処理<sup>そきゅう</sup>を行う合理的な理由は無く、厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円と訂正することが必要と認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から53年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年9月から53年3月まで  
② 昭和54年1月から同年3月まで

私は、昭和52年9月から53年3月まで学生であり、同月に卒業し会社へ就職したが、54年1月に退職し、実家へ帰ってからは生活費や経済的なことは親が全部管理していたので、父が私の国民年金加入手続を行ったと思う。

申立期間①及び②の当時は、父が自営業を経営していたことから、従業員の社会保険料を納付する際に、私と母の国民年金保険料と一緒に毎月納付していた。父は既に他界しているため保険料納付の確認はできないものの、母も国民年金に未納が無く保険料を納付しているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父が私の国民年金加入手続を行い、私と母の分の国民年金保険料を毎月父が納付していた。」と主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和54年9月1日と確認できるところ、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父は同年\*月に他界しており、申立人の主張とは符合しない上、申立人はA市から住所変更した記録も無いことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は過年度納付によることとなるが、

国民年金被保険者台帳（特殊台帳）に過年度納付した形跡は見当たらないほか、前記のとおり申立人の父は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人及び亡き父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月から13年3月まで

私は自営業を経営していたが、平成13年10月に閉店し、14年1月から他店に就職し収入も安定するようになった。今まで未納としていた申立期間の国民年金保険料について、私の妻が平成14年12月に夫婦二人分をまとめてA社会保険事務所（当時）に納付したにもかかわらず、未納となっていることには納付できない。なお、妻は平成12年11月から13年3月まで納付済みとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻が、平成14年12月に夫婦二人分の国民年金保険料をまとめてA社会保険事務所に過年度納付した。」と主張しているものの、オンライン記録により、申立人の妻は、同年同月18日に申立期間のうち、12年11月から13年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間のうち、12年8月から同年10月までの保険料は時効により納付できなかつたものと考えられる。

また、申立人については、オンライン記録により、平成15年2月10日に過年度納付書が新たに発行されたことが確認できるが、これは、申立人の妻の過年度保険料の納付時点において保険料が納付されなかつたためと考えられるところ、当該発行時点では、申立期間のうち、12年8月から同年12月までの保険料は時効により納付書が発行されないことから、13年1月から同年3月までの納付書が発行されたものと推認されるが、当該納付書により納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の国民年金保険料を過年度納付したとする申立人の妻は、保険料の納付時期、納付場所及び納付金額等の記憶が曖昧である上、

申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、具体的な納付状況が不明である。

加えて、申立期間は基礎年金番号導入後であり、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されることは考え難い上、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から同年 6 月下旬まで(日付不詳)

② 平成 14 年 8 月 1 日から同年 10 月 28 日まで

申立期間①については、給料から厚生年金保険料を引かれていたが加入記録が無い。申立期間②については、会社の事務担当者から厚生年金保険に加入させると言われ厚生年金保険の記号番号を教え、給料から厚生年金保険料を引かれていたが、加入記録が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の具体的な記憶により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所からは、「古いため確認できる資料が無く不明である。」との回答を得ているほか、当該事業所の事務担当者は、「昭和 46 年 1 月は当社のB店が開店の時期で、臨時職員を多数採用した事情があり、社会保険に加入していない人が多かった。」と供述している。

また、当該期間について、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 45 年 11 月から 46 年 6 月までの間に被保険者資格を取得した 111 人について確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びC社の事務担当者が、「申立人は、平成 14 年 8 月 1 日から同年 10 月 28 日まで当社に勤務し、雇用保険に加入していた。」と供述していることから、申立人が当該事業所に勤務



していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所からは、「申立人は、短期間(3か月弱)及び短時間(1日当たり6時間未満)勤務のため、厚生年金保険には未加入である。」との回答を得ている。

また、当該期間について、申立人は、夫の勤務先の健康保険の被扶養配偶者の認定を受け、かつ、国民年金第3号被保険者とされていることが、オンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月まで (日付不詳)  
申立期間については、A店(現在は、B社)に勤務し厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

現在の事業主の回答から、申立人が申立期間ころにおいてA店に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人は、「社会保険事務所(当時)から、個人事業所でも従業員が3人以上ならば厚生年金保険に任意加入できる、との回答を得ている。」と主張しているものの、現在の事業主は、「当店は厚生年金保険の適用事業所になったことは無く、当店の従業員を厚生年金保険に加入させたことは一度も無い。」と供述している上、当該事業所は、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
社会保険業務センター（当時）に厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨回答を受けた。

私は、平成 6 年 10 月 1 日に A 社に採用され、B 施設に勤務していた。私が提出した人事異動通知書により、同社に勤めていたことが分かると思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している人事異動通知書により、申立人が平成 6 年 10 月 1 日から A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険適用通知書により、当該事業所は、平成 6 年 11 月 1 日に厚生年金保険の強制適用事業所となっていることが確認できる。

また、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人は、当該事業所において平成 6 年 11 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、当該被保険者記録はオンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所の事業主は、厚生年金保険料の控除方法について翌月控除と回答しているところ、当該事業所が保管している平成 6 年 11 月分給与明細書により、申立人の同年 10 月分の厚生年金保険料は、控除されていないことが確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた元同僚は、「私も、A 社で厚生年金保険に

加入したのは平成6年11月1日となっている。B施設は、同年10月に開設された新しい施設だったので、最初のうちは、職員研修を行うなどの準備期間があったように記憶している。なお、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。